

堺市自転車のまちづくり推進条例懇談会開催要綱

平成25年4月1日制定

1 目的

本市における自転車の利用促進と、事故のない安全な自転車のまちづくりの推進に向けて制定する自転車のまちづくりの推進に関する条例（以下「条例」という。）について、広く有識者、市民等から意見を聴取するため、堺市自転車のまちづくり推進条例懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

(1) 条例の内容及び方向性に関する事項

3 構成

懇談会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する15人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 自転車振興に関連のある団体から選出された者

(3) 市民活動団体から選出された者

(4) 公募に応じた市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座長

(1) 懇談会に座長を置き、構成員の互選により定める。

(2) 懇談会の会議は、座長が進行する。

(3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇談会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間とする。

7 庶務

懇談会の庶務は、自転車まちづくり推進室において行う。